

C. 転勤、転職 → 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合（記入例）

婚姻等により氏名に変更があった場合には、()の中に新姓をご記入ください。

個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

特別徴収税額通知書と同じ住所をご記入ください。

本人に確認の上ご記入ください。なお、1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」、住所が分からない場合は「不明」とご記入ください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額をご記入ください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額をご記入ください。

異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分までいくら徴収したかをご記入ください。

(ア)の欄から(イ)の欄の金額を差し引いた金額をご記入ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

提出先 佐賀市市民課課 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号		佐賀市 記入欄	年度	処理日	処理者
佐賀市長 令和××年10月3日提出		所在地 佐賀市栄町1番1号	年度		
特別徴収義務者 名称 佐賀異動(株)	所在地 佐賀市栄町1番1号	連 絡 氏名 佐賀 花子	特別徴収義務者 指定番号 01234567	宛名番号 00001	
個人番号又は法人番号 9876543210123	個人番号 210123456789	電話 0952-40-7062	異 動 年 月 日 ××年 9月 30日	異 動 事 由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他	特別徴収税額の徴収 1. 一括徴収(→A欄記入) 2. 普通徴収[本人勤付] ③ 特別徴収継続(→C欄記入)
給 付 者 フリガナ ヤマト ウメコ 氏 名 大和 梅子	給 付 者 フリガナ ヤマト ウメコ 氏 名 大和 梅子	特別徴収税額 (年税額) 42,700 円	(イ) 徴収済額 ××年 6月 から ××年 10月 まで ××年 9月 まで ××年 5月 まで	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 28,000 円	
1月1日現在の住所 佐賀市栄町○番×号	1月1日現在の住所 佐賀市栄町○番×号	1月1日現在の住所 小城市小城町○番×号	【A欄】給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にご記入ください。 一括徴収予定額（未徴収税額と同額） 円を 月徴収分 月 日納期限分 で納入します。		
【B欄】給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収しない場合は、次の欄にご記入ください。 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。					
一括徴収できない場合の理由 1. 6月1日～12月31日に退職し、本人からの一括徴収の申し出がないため 2. 1月1日～5月31日に退職し、未徴収税額(ウ)の税額を上回る給与・退職手当等の支払いがないため 3. その他()					
【C欄】新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。					
個人番号又は法人番号 0123456789012	特別徴収義務者指定番号 76543210	所在地 〒840-0000 唐津市□□町□□番□号	連 絡 氏名 唐津 太郎	月割額 3,500 円を 10 月分 から徴収するよう連絡済です。	「継続する特別徴収の月割額」等の新勤務先への連絡
フリガナ 名 唐津異動(株)	フリガナ 名 唐津異動(株)	所在地 〒840-0000 唐津市□□町□□番□号	電話 0952-00-××××	受給者番号	
今年度はじめて佐賀市で特別徴収をされる事業所は、必要なものにチェックしてください。 税額通知書の電子データ送付(の)は給税提出事業所のみ ※電子データ送付を希望する場合にご記入ください。(受給者番号も必ずご記入ください) <input type="checkbox"/> 特別徴収義務者用 <input type="checkbox"/> 納税義務者用 利用者ID: [] メールアドレス: [] ※チェックがない場合は、書面での通知となります。					

法人番号をご記入ください。法人番号をもたない事業所の場合、事業主の方の個人番号をご記入ください。

特別徴収税額通知書の「指定番号」及び「宛名番号」をご記入ください。

「特別徴収継続」に○をつけてください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号が分かる場合はご記入ください。

新しい勤務先に月割額、徴収開始月を必ず連絡し、新しい勤務先の名称、所在地、電話番号等をご記入ください。

※退職については、この異動届出書のほか退職した年の翌年1月までに給与支払報告書(個人別明細書及び給付表)の提出が必要です。

- ◎ この届出書は、転勤、転職などにより、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に変更がある場合にご提出ください。
- ◎ 他社への転勤の場合、「新しい特別徴収義務者」へ連絡のうえ、会社名等の記載をお願いします。